

(議) 第 3 号

秋田市議会会議規則の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成19年3月19日

提出者

秋田市議会議員 三 浦 芳 博

外45名

秋田市議会議長 赤 坂 光 一 様

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「付け」を「付」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条の見出しならびに同条第1項および第2項中「及び」を「および」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条の見出し中「及び」を「および」に改め、同条第1項中「（請願の委員会付託）」を削り、同条第2項中「提出者の説明又は」を「前2項における提出者の説明および第1項における」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第78条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同項第1号中「及び」を「および」に、「並びに」を「ならびに」に改め、同項第2号および第3項中「及び」を「および」に改め、同項第8号中「並びに」を「ならびに」に、「及び」を「および」に改め、同項第9号および第11号中「及び」を「および」に改める。

第79条中「及び」を「および」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議録が電磁的記録をもって作成されている場合は、電磁的方法により提供することができる。

第81条中「議員」の次に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を加える。

第98条第1項中「及び期間」を「、期間」に改め、同条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第142条および第154条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項」を「第37条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

委員会による議案提出の手續等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。